

(趣旨)

第1条 この告示は、能登町まちづくり合宿等助成金（以下「まちづくり合宿等助成金」という。）の交付に関し、能登町補助金交付規則（平成17年能登町規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この告示は、能登町の交流人口の拡大を図り、地域の活性化に資することを目的に、町内の宿泊施設を利用し、一定期間以上町内に滞在する学生の団体に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

(助成金の交付の要件)

第3条 助成金の交付対象者及び、対象事業は別表第1のとおりとし、町内の宿泊施設（キャンプ場、少年自然の家、姫交流センターを含む簡易宿泊施設等を除く。）に宿泊した5人以上（教員等の引率者を除く人数とする。）の団体とする。ただし、町長が交付対象として特に認める場合はこの限りでない。

(対象者)

第4条 この告示による助成金の交付の対象者は、能登町外を活動の本拠地又は中心地とする団体又は能登町外に住所を有する者から構成される団体で、次の各号に該当するものを除く。

- (1) 能登町から他の助成金を受けたもの又は受ける予定のもの。ただし、能登町のと里山空港利用誘客促進助成金交付要綱（平成24年能登町告示第8号）に基づく助成金についてはこの限りでない。
- (2) 単に公式大会やイベントに参加することのみを目的とするもの
- (3) 能登町内に滞在中の活動が政治的、宗教的又は営利を目的とするもの
- (4) 送客バスは、有料でチャーターする運転手付きのバス（大型バス、中型バス、小型バス又はマイクロバス）のみ交付の対象とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の交付の対象となる宿泊は、連続10人泊以上とする。1つの団体に対し助成金の額は、1人泊あたり1,000円とし、1回につき50万円を限度とする。ただし、送客バスの助成金の限度額は、上限なしとする。

2 引率する教員等（以下「引率者」という。）のうち、助成金の交付の対象となる人数は、別表

第2のとおりとする。

3 送客バスの助成金の交付額は、始発地に応じて別表第3のとおりとする。

(助成金の交付申請及び実績報告)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、まちづくり合宿等助成金交付申請書（兼）実績報告書（様式第1号）を滞在期間終了の日から14日以内に関係書類を添えて町長に提出するものとする。

(助成金の交付決定及び額の確定)

第7条 町長は、前条による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、助成金を交付することに決定したときは、その旨まちづくり合宿等送客バス助成金交付決定通知書（兼）助成金の額の確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、助成金を交付しないことに決定したときは、その旨をまちづくり合宿等送客バス助成金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第8条 申請者は、前条第2項の規定により助成金の額の確定通知を受けたときは、まちづくり合宿等送客バス助成金請求書（様式第4号）により町長に助成金の交付を請求するものとする。

(助成金の返還)

第9条 町長は、申請者が偽りその他不正行為により助成金の交付を受けたと認めるときは、助成金の交付の決定を取り消し、助成金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年5月1日から施行する。

(令和2年8月以降に助成する額の特例)

2 令和2年8月1日から令和3年3月31日までの間、助成金の額及び限度額は、第5条の規定にかかわらず、1人泊あたり2,000円とし、1回につき70万円を限度とする。この場合において、様式第1号中「千円」とあるのは「2,000円」と、「500,000円」とあるのは「700,000円」と読み替えるものとする。

附 則（平成26年3月31日告示第15号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月14日告示第35号）

この告示は、平成26年7月19日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第12号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月5日告示第5号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月30日告示第71号）

この告示は、令和2年8月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

対象者	交付対象事業
小学生	修学旅行及び文化・スポーツ合宿
中学生	
高校生	
大学生（大学院生、専門学校生及び短大生を含む）	ゼミ合宿及び文化・スポーツ合宿

別表第2（第5条関係）

20人未満	3人
20人以上30人未満	4人
30人以上40人未満	5人
40人以上	6人

学生の人数に対する実際の引率者の人数が、この表に掲げる人数に満たない場合は、実際の人数を交付の対象とする。

別表第3（第5条関係）

	送客バスの始発地区分	交付額
(1)	新潟県、富山県、福井県、長野県、岐阜県、滋賀県、石川県が始発地の場合	送客バスの借上げに要した経費の10%
(2)	(1)を除く都道府県が始発地の場合	送客バスの借上げに要した経費の20%

始発地から能登町まで使用する送客バスの借上げに要する経費（運転手、高速道路又は有料道路

の料金を含む。千円未満は切り捨てる。)